

名古屋市行政評価実施要綱

第1 目的

1 行政資源の有効活用

個々の事業について、施策の実現に向け、事業の実績や要した経費といった費用対効果の観点から評価を実施し、より効率的・効果的な事業へと改善、見直しや整理合理化を進めることで、限りある行政資源の有効活用を図る。

2 市民への説明責任の履行の確保

市が実施する事業や施策の内容、実績等の評価結果を、市民に対してより分かりやすい形で公表し、広く周知するよう努めることで、市民への説明責任の履行を確保する。

3 市民の市政への関心の向上

市民への説明責任を果たし、市民が意見を述べることのできる機会を提供することで、市民の市政への関心の向上を図る。

4 職員の意識改革

職員一人ひとりが市民の視点で考え、コスト意識・成果志向に徹して職務を遂行する風土醸成を進めることで、職員のさらなる意識改革を図る。

第2 行政評価の内容

1 対象機関

対象機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員及び消防長とする。

2 評価

(1) 対象

原則として、評価実施年度の前年度に実施した全ての事業（以下「対象事業」という。）を対象とする。

(2) 方法

局室長等は、別に定める施策シート及び個別事業の実施状況を作成し、次に定める事項により所管する対象事業について点検を行うことにより評価を実施するものとする。

ア 組織目標の達成状況

名古屋市総合計画2023（以下「総合計画」という。）に掲げられた都市像及び施策の実現という観点から設定した組織目標の達成状況について、成果指標により点検を行う。

イ 事業の実施状況

対象事業の実施状況について、進ちょく状況並びに事業ごとに設定した指標及

び事業費の増減等により点検を行う。

ウ 今後の方向性

前 2号の結果を踏まえ、対象事業の改善、見直しを進めるなど行政資源の有効活用に向けた方向性を明らかにする。

3 評価の総括

(1) 対象

前項の定めにより実施した全ての評価結果を対象とする。

(2) 方法

局室長等は、前項の評価結果を踏まえ、所管する組織の重点課題等を総合的に把握し、組織内の行政資源の有効活用に向けた方向性等を検討するため、別に定める総括シートを作成し、次に定める事項により総括するものとする。

ア 施策にかかる経費等執行状況

所管する対象事業に関連する全ての施策について、経費等の状況を一覧で把握する。

イ 組織を取り巻く状況と今後の予測

総合計画に掲げる都市像及び施策の実現に向けて考慮すべき社会情勢の変化等を踏まえて、今後行政資源の投入が必要になると予測される事項を明らかにする。

ウ 総括

前 2号を総括し、組織内における行政資源の有効活用や必要な行政資源の確保に関する考え方を明らかにする。

第3 行政評価結果の公表等

行政評価結果については、市民情報センター、区役所情報コーナー等における閲覧及び市公式ウェブサイトへの掲載により公表するものとし、併せて行政評価結果に対する市民の意見を広く募集する。

第4 行政評価結果の活用

行政評価結果及び市民の意見については、翌年度の予算編成の参考とする。

第5 委任

この要綱の施行に関し必要な事項は、別に総務局長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年 4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。

事務事業の見直しの視点・方向性 (令和5年4月)

地方公共団体は、行政運営にあたって、常に組織及び運営の合理化に努め、最少の経費で最大の効果をあげる責務がある。また、限られた行政資源を有効かつ効率的に活用し、全体として市民サービスの確保・向上をはかるため、事業の効果を最大限に高められるよう、事務事業の見直しに取り組んでいく必要がある。

そのため本市では、内部管理事務や事務事業の見直し等を検討する際の着眼点とそれに対応する見直しの方向性を示すことにより、予算編成その他様々な視点による事務事業の見直しを行うにあたっての指針として活用するものである。

1 内部管理事務等の見直し

市民生活に直接影響を及ぼさない行政内部の事務における経費等について徹底した見直しを行う。

【視点】

① 内部管理事務経費、施設の維持管理経費等や職員を対象とした事務事業の見直し

内部管理事務経費や施設の維持管理経費等については、最低限必要なものを除き、事務事業の計画的な執行等により削減するとともに、職員を対象とした事務事業は法令等により実施が義務づけられているものを除き、休廃止及び削減を検討する。

また、書面や対面等により行っている内部管理事務について、紙やデジタルによる処理が混在するのではなく、業務を一貫してデジタルで完結させる仕事の進め方へのシフトを進めるほか、内部管理事務のアウトソーシングやAI・RPAの活用等行政のDXを進めることにより個別業務の効率化を図るとともに、部門やシステムごとの個別最適化に陥ることなく、全体最適の視点から業務全体の変革にも取り組む。

② 業務執行体制の効率化

重点的な職員配置、組織の統廃合の推進、会計年度任用職員の活用等により、一層の業務執行体制の効率化を図る。

③ 契約全般の見直し

「競争性のある契約の推進のために」に基づく競争性の確保、材質等の仕様や入札条件の精査、多数の業者からの見積もり合わせ、調達の集約一元化等により、契約価格を引き下げるとともに、それを前提とした予算額の見直しを行う。

2 事務事業の見直し

限られた行政資源を有効かつ効率的に活用し、全体としての市民サービスの確保・向上をはかるため、施策実現の手段である事業については、施策実現への効果等の観点から点検・検討して、事業の効果を最大限に高められるよう、必要な見直しを行う。

- ◆事業は施策推進の手段であることから、行政資源を有効かつ効率的に活用して施策を推進するために、事業の受益者の利害にとらわれず、必要な見直しを行う
- ◆将来的に財政負担の増大が見込まれる事業については、将来にわたって持続可能な制度への転換を図る
- ◆市民ニーズの多様化を踏まえ、これまで行政が担ってきた分野であっても、行政が引き続きサービスを担うべきか否か、また、適正なサービス水準や受益者負担等について検討する
- ◆「民間にできることは民間に委ねる」ことを基本とし、市の関与が必要な場合であっても、サービスの提供主体は民間活力の導入を検討するなど、効率的な事業の実施につとめる
- ◆民間の有するノウハウを有効に活用し、市民サービスの向上をはかるため、公民連携を推進するなど、効果的な事業の実施につとめる
- ◆デジタル技術を積極的に活用し、行政事務の効率化や行政サービスの利便性の向上をはかる
- ◆デジタル化を妨げる恐れのある書面や対面等により行っている行政手続について、業務フローを見直し、デジタル化を検討する

(1) 必要性・実施主体の検討

＜真に必要なサービスか、市が関与しなければならないか＞

【視点】

- ① 開始当初の目的・意義が失われた事務事業
- ② 事業の目的が達成された事務事業
- ③ 施策実現への効果が薄くなっている事務事業
- ④ 対象者・事業量が減少している事務事業
- ⑤ 長期間進捗が見られない事務事業
- ⑥ 対象が少数に限定されている事務事業
- ⑦ 事業継続の必要性が低くなっている事務事業
- ⑧ 市内部における局内・局間での重複・類似事務事業
- ⑨ 国・県等との重複・類似事務事業
- ⑩ 民間事業者・NPO 等との重複・類似事務事業

(2) サービス提供手法等の検討

＜市が直接実施しなければならないか、より効率的・効果的な実施方法はないか＞

【視点】

- ① 委託化により経費節減が可能な事務事業
- ② 地域・企業等の協力により市民や民間の力を活用できる事務事業
- ③ 省力化・執行上の工夫により経費縮減が可能な事務事業
- ④ よりコストの低いサービス提供手法が想定される事務事業
- ⑤ データの自動連携や業務の自動化により、業務を一貫してデジタルで完結させることで、行政サービスの利便性の向上・効率化が期待される事務事業

(3) サービスの水準と受益者負担の検討

＜過剰なサービスとなっていないか、利用者が固定化されていないか＞

【視点】

- ① 他都市等との均衡
- ② 費用対効果の検証
- ③ 国・県等の上乗せ・横出し事業の目的と効果の検証
- ④ 対象者・受益者が限定・固定化されている事業
- ⑤ 適正な所得制限
- ⑥ 適正な受益者負担

(4) 事業の持続可能性の検討

＜将来にわたってサービスが維持できるか＞

【視点】

- ① 将来的な財政負担の増大が見込まれる事務事業
- ② 適正な資産の保有量を検討すべき事務事業

3 公の施設等の見直し

公の施設等についても事務事業と同様の視点により市の関与の必要性や実施主体の妥当性等を検証し、市の関与の必要性が低下した公の施設等は休廃止など抜本的な見直しを行う。

また、市の関与が必要な場合であっても、費用対効果や効率性の観点から、サービス提供の実施主体等については、「名古屋市PPP/PFI手法導入優先的検討指針」に基づきPPP/PFI手法を導入するなど、民間活力の積極的な導入を検討・実施するとともに、アセットマネジメント（資産経営）の観点から、施設の再編や再配置についても検討する。

◆「公的関与のあり方に関する点検指針」の「関与の範囲」「関与の妥当性」を

踏まえ、休廃止・民営化等の見直しを検討する

- ◆休廃止・民営化等を令和6年度に実施できないものでも、見直しまでの計画の策定に努める
- ◆平成26年度に実施した「公の施設等における民間活力活用の総点検」の対象施設は、点検を踏まえた取組方針に基づき、より効率的・効果的な管理運営となるよう、民間活力活用の推進を図るものとする

【視点】

- ① 将来の社会情勢も見据えた目的達成の手段としての施設の必要性の検証
- ② 国・県・民間との重複・類似施設
- ③ 本市施設での重複・類似施設
- ④ 他都市の状況
- ⑤ 指定管理者制度その他のPPP/PFI手法を導入
- ⑥ 「公の施設にかかる使用料の設定基準」に基づく検証

4 外郭団体に関する見直し

「外郭団体のあり方」に基づき、外郭団体の自主的・自立的な経営改善を促進するとともに、公益性の程度及び援助の必要性を厳格に確認し、本市財政支出の削減に努める。

【視点】

- ① 外郭団体に対する支出の見直し
- ② 公益社団・財団法人を含む派遣職員の見直し

5 歳入の確保

引き続き、未利用資産の売却や貸付に努めるとともに、保有資産の有効活用にあたっては民間の視点・提案を取り入れるなど、あらゆる方法で歳入確保に努める。

- ◆不用土地等については、民間への売却により、売却代金収入のみならず、市の固定資産税収の増加や、企業活動・地域の活性化に寄与することも期待できることから、積極的に売却を進める
- ◆公共施設の統廃合や移転改築の跡地については、全庁的な利用調整を行い、利用予定がない場合には原則として売却する
- ◆未利用地や未利用スペースの貸し付け等による貸付料収入の確保、広告掲出による広告料の確保等に努める
- ◆負担の公平性を確保するためにも、市債権の管理を適切に行い、未収金の効

率のかつ効果的な圧縮に取り組む

【視点】

- ① 不用土地等の売却
- ② 未利用地・未利用スペースの貸付等による貸付料収入の確保
- ③ ネーミングライツの導入及び広告収入の拡大
- ④ 債権回収の強化等による債権管理の適正化

6 公営企業等の経営努力

市全体の現下の情勢を踏まえ、公営企業等においても上記1～5等に基づく経営努力により、一般会計からの繰出金の削減に努める。

本市におけるこれまでの行政評価の取り組み

■平成 13～16 年度（1 クール目）

全国の自治体に先駆け、4 段階（A～D）による全事務事業評価や第三者による外部評価に取り組む。

年度	市評価対象	外部評価対象
13	一課一事業を中心に 857 事業	—
14	全体の半数の事務事業（1,398 事業）	市評価対象事業のうち、区役所事務を除く 956 事業
15	全事務事業（2,746 事業）	市評価対象事業のうち、共通・区役所事務を除く 1,826 事業
16	15 年度外部評価 CD 評価事業（334 事業）	市評価対象の全事業（334 事業）

■平成 17～20 年度（2 クール目）

17 年度から 19 年度は、事務事業を 5 つの類型に分類し、3 年間で全事業の評価を実施。併せて名古屋市行政評価委員会による外部評価を実施し、事業を A～D の 4 段階で総合評価。

20 年度は、17 年度から 19 年度の評価結果を踏まえた改革改善の取組状況の点検を実施。

年度	市評価対象	外部評価対象
17	「ソフト事業」（772 事業）	市評価対象事業のうち、新規・拡充・見直し事業（139 事業）
18	「経常的事務事業」（485 事業）	市評価対象の全事業（485 事業）
19	「施設の建設」、「整備事業」及び「施設の管理運営」（417 事業）	市評価対象の全事業（417 事業）
20	17～19 年度外部評価 CD 評価事業（70 事業） ※公の施設は、別途市・外部評価 BCD 事業 109 件（257 事業）を対象に改革改善の取組を検討	17～18 年度外部評価 CD 評価事業（40 事業） ※休廃止事業、他事業に統合された事業及び 19 年度評価実施事業は対象外

■平成 23～26 年度（3 クール目）

23 年度から 25 年度は、施策重視の視点を取り入れ、事業を予算額ごとに分類し順次評価を実施。併せて公開市民参加を取り入れた外部評価を実施。

26 年度は、23 年度から 25 年度の評価結果を踏まえた見直し改善効果の点検を実施。

年度	市評価対象	外部評価対象
23	予算 1 億円以上の事業等（評価票 304 件）	対象事業 31 件
24	23 年度に対象とした事業以外で、予算 5,000 万円以上の事業等（評価票 92 件）	対象事業 13 件
25	23 年度・24 年度に対象とした事業以外で、予算 1,000 万円以上の事業等（評価票 203 件）	対象事業 11 件 試行として、テーマ型評価を実施
26	23～25 年度に行政評価を実施した事業（評価票 613 件）について、指標の推移や取組状況自己点検	—

■平成 27 年度～（4 クール目）

総合計画 2018 に掲げられた都市像、施策の実現という観点から、原則、組織内すべての事業について、自己点検を重視し、課単位の組織目標を用いた包括的な点検による内部評価を実施。

年度	市評価対象
27	総合計画掲載事業（497 事業）、事業費 1,000 万円以上の事業（355 事業）及び事業費 1,000 万円未満の事業（294 事業） 1,146 事業 3,886 億 3,800 万円 ※点検シート 134 件、点検総括シート 44 件、局総括シート 12 件
28	総合計画掲載事業（503 事業）、事業費 1,000 万円以上の事業（350 事業）及び事業費 1,000 万円未満の事業（336 事業） 1,189 事業 3,851 億 4,300 万円 ※点検シート 133 件、点検総括シート 46 件、局総括シート 13 件
29	総合計画掲載事業（501 事業）、事業費 1,000 万円以上の事業（387 事業）及び事業費 1,000 万円未満の事業（334 事業） 1,222 事業 3,997 億 4,200 万円 ※点検シート 134 件、点検総括シート 46 件、監総括シート 8 件、局総括シート 13 件
30	総合計画掲載事業（497 事業）、事業費 1,000 万円以上の事業（406 事業）及び事業費 1,000 万円未満の事業（329 事業） 1,232 事業 4,066 億 8,500 万円 ※点検シート 135 件、点検総括シート 47 件、監総括シート 8 件、局総括シート 13 件
R1	総合計画掲載事業（493 事業）、事業費 1,000 万円以上の事業（408 事業）及び事業費 1,000 万円未満の事業（334 事業） 1,235 事業 4,392 億 8,300 万円 ※点検シート 135 件、点検総括シート 47 件、監総括シート 8 件、局総括シート 13 件

■令和 2 年度～（5 クール目）

総合計画 2023 に掲げられた都市像、施策の実現という観点から、組織目標を用いた包括的な点検を実施。従前と同様の内部評価の形式をとりつつも、評価単位を課から局へ変更し、事業の進捗による評価から実績及び費用の増減による評価へ変更。

年度	市評価対象
R2	総合計画掲載事業（514 事業）及び事業費 1,000 万円以上の事業（211 事業） 725 事業 4,069 億 5,600 万円 ※施策シート 110 件
R3	新型コロナウイルス感染症への対応を優先することとし、行政評価の実施を中止。
R4	令和 3 年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症への対応を優先するため中止。
R5	総合計画掲載事業（491 事業）及び事業費 1,000 万円以上の事業（229 事業） 720 事業 4,807 億 3,100 万円